

償還－企

(宛先) 横須賀市長

企業主導型保育施設利用料等助成申請書（償還払い用）

(幼稚園

記入例

る費用

籍していない方用)

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり申請しますので、下記に指定する振込口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定こどもが、横須賀市内に居住し
- 2 実際に利用していることを横須賀市が対象施
- 3 利用料の支払い状況を横須賀市が対象施設に
- 4 課税状況を横須賀市が確認すること。
- 5 認定内容及び申請内容が事実と相違する場合
- 6 原則、申請月に関わらず、振込は横須賀市の

年に4回設定されている申請月（4月、7月、10月、1月）にそれまでの支払分をまとめて申請してください。対象となるのは、申請月の前月利用分までです（時効成立前に限る）。

申請受付月日	4月、7月、10月、1月
申請対象	申請受付月の前月
振込予定日	上記申請月の翌月

申請日 令和 〇年 〇月 〇日

1. 申請対象月

令和 7 年 4 月 ～ 令和 7 年 6 月

2. 保護者（申請者） ※原則、振込先の口座名義人となる保護者を申請者にしてください。

私は本申請に当たり、当該期間の「保育の必要性の事由」を満たしていることを確認した上で申請します。

フリガナ	キギョウ ハナコ	児童との続柄	生年月日	昭 平 5 年 4 月 10 日		
氏 名	企業 花子		住 所	横須賀市 小川町 1 1 番地 1		
			連 絡 先	046-822-9476		

3. 対象児童

原則、振込先の口座名義人と同一にしてください。

フリガナ	キギョウ ミチル	認定番号	000000000099999			利用年度4月1日時点の年齢
氏 名	企業 満	生年月日	平 令 6 年 7 月 7 日	0		
区分 該当する区分にチェックしてください ※非課税世帯は対象外です	☒	保護者が監護する2番目の子				
	☐	保護者が監護する3番目以降の子				
	☐	市民税所得割額が115,000円未満の世帯（世帯年収500万円未満相当）				
市外への転出 市外からの転入	令和 年 月 日 転出	・ 転入	※申請期間に転入転出があった場合のみ記入			

4. 利用した企業主導型保育施設等

転入前・転入後の利用分は、認定を受けていた（受ける）自治体に還付申請してください。また、転入転出日の属する月の月額上限額は日割りになります。

1	施設・事業名		所在地	
2	施設・事業名		所在地	

5. 施設等利用費の

申請できるのは、無償化対象施設として市や県に「確認申請」をしている施設だけです。

金融機関名			預金種目	☒ 普通 ☐ 当座						
サンプル	銀行・信用金庫	支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	農協・信用組合	出張所	口座名義 (カタカナ)	キギョウ ハナコ						

お子様名義の口座はご指定いただけません。保護者名義の口座をご記入ください。

委任欄 『口座名義人』が 1.の『申請者』と 異なる場合	この申請に係る金銭の受領を上記の者（口座名義人）に委任します。					印
	委任者氏名 (申請者)					

口座名義人と、申請者が違う場合のみ記入する。自署の場合は押印省略可。

※↑『2.保護者（申請者）』欄に記入している氏名です。
訂正する場合は、申請者の印が必要です。

◆裏面も記入してください◆

6. 支払った利用料等

※欄が不足する場合は、申請書をもう一枚使用し、継続紙としてください。
その場合、二枚目以降は、本欄のみ記載してください。

利用年月	A 月額利用料 保育施設に支払った金額	B 月額上限額※ ア) 45,700円(42,000円) イ) 22,850円(21,000円)または Aの半額	C 算定額 AとBを比較して低い方
令和 ○ 年 4 月	60,000 円	22,850 円	22,850 円
令和 ○ 年 5 月	42,000 円	21,000 円	21,000 円
令和 ○ 年 6 月	37,000 円	18,500 円	18,500 円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
令和 年 月	円	円	円
合計			62,350 円

領収書で確認

有効期間が月初から又は月末まででない場合は、限度額を日割りで算出する。
【c欄は、空欄でも可です。空欄の場合、市で計算します】

※月額上限額

この欄の額が必ず振り込まれるわけではありません。
市で再計算し、支給額を決定します。

ア) 市民税所得割額が115,000円未満の世帯
または、保護者が監護する3番目以降の子

イ) ア)以外で、保護者が監護する2番目の子 22,850円/月と月額利用料の半額を比較して低い方
(令和8年9月利用分までは21,000円/月と月額利用料の半額を比較して低い方)

◆本申請期間内に市外へ転出していた場合の、当月の限度額
上限額×その月初日から転出日までの日数÷その月の日数

◆本申請期間内に市
上限額×本市での

申請する期間が、認定有効期間内ですか？
また、認定有効期間内であっても、保育の必要性事由がなくなっている（退職している
など）場合等は、還付を受けられません。

7. 提出前確認

※認定有効期間や、請求書が明記された書類がそろっているか確認してチェックしてください。

☐ 本申請期間が、支給認定証記載の有効期間内である

☐ 利用した施設の入園料や保育料についての支払いを証明する領収証

☐ 利用した施設の内容がわかる書類（※領収書兼提供証明書を使用する場合は、1枚で両方にチェックしてください。）

以上を申請者が記入してください。以下は事務処理欄です。（申請者は記入しないでください。）

横須賀市 事務処理欄	不足書類	☐ 無 ☐ 有 ()	確認	入力
	支給認定	☐ 2子 ☐ 3子以降 ☐ 市民税所得割額 ☐ 却下		
	決定額			